

あき地の適正管理について（お願い）～所有者・管理者の方へ～

市では、良好な市民生活環境の保全を目的として、『鎌ヶ谷市あき地の雑草等の除去に関する条例』を制定しています。

あき地に雑草が茂ると害虫の発生やゴミの投棄を招き、近隣の迷惑となるだけでなく苦情の原因ともなります。

所有者・管理者の方は、火災の発生や犯罪防止のためにも雑草等が繁茂する時期になりましたら、除草等によりあき地を適正管理されま  
すよう、ご協力をお願いします。

◆年2回以上は除草処理を!!

春から夏（5月～7月）にかけてと、秋から冬（10月～11月）にかけての年  
2回は、必ず除草を行ってください。

◆除草剤の使用はひかえて!!

薬剤を散布しての除草作業は、時折り近所とのトラブルの原因となることがあり  
ます。このため、刈り取りによる除草にご協力ください。

※除草処理を業者へ依頼したい場合は、次の市内業者一覧表をご参照ください。

〈雑草処理等市内業者一覧表〉

業者名	所在地	電話
鎌ヶ谷造園土木(株)	鎌ヶ谷市中沢379	047-445-3136
(株)齊藤造園土木	鎌ヶ谷市初富172-7	047-444-3510
(有)皆川造園土木	鎌ヶ谷市道野辺中央2-4-14	047-443-2196
(有)勝又造園	鎌ヶ谷市東道野辺2-6-19	047-443-4301
鎌ヶ谷市シルバー人 材センター	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047-443-4145

※①所有者本人が直接上記業者と交渉してください。

②費用についても同様です。